

技能実習生向け相談業務の実施

1. 技能実習生への相談対応

技能実習生は、外国人技能実習機構にいろいろな相談を行うことができます。主要な言語について、曜日を決めて電話、メールで相談する「母国語相談」があります。また、地方事務所でも相談の時には通訳人を用意しています。

2. 技能実習法第49条第1項の申告について

技能実習法〈＝技能実習生に係る法律〉第49条第1項において、技能実習生が監理団体や実習を行っている会社から、技能実習法に違反する行為を受けた時には、どのようなことをされたのか申告〈＝報告すること〉ができます。

技能実習生は、機構に連絡をすれば、あなたの国の言葉で申告を行うことができます。

3. 母国語相談の実施日時について

技能実習生であれば、誰でも電話、メール、手紙によって、申告や相談ができます。電話料金は0円です。

対応言語	対応日時	電話番号 ※ 対応日時外は留守番電話で受け付けています	メール
ベトナム語	月～金 11:00～19:00 土 9:00～17:00	0120-250-168	https://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/
中国語	月、水、金 11:00～19:00	0120-250-169	https://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/
インドネシア語	火、木 11:00～19:00 土 9:00～17:00	0120-250-192	https://www.support.otit.go.jp/soudan/id/
フィリピン語	火、木 11:00～19:00 土 9:00～17:00	0120-250-197	https://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/
英語	火、木 11:00～19:00 土 9:00～17:00	0120-250-147	https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/
タイ語	木 11:00～19:00 日 9:00～17:00	0120-250-198	https://www.support.otit.go.jp/soudan/th/
カンボジア語	木 11:00～19:00	0120-250-366	https://www.support.otit.go.jp/soudan/kh/
ミャンマー語	火 11:00～19:00	0120-250-302	https://www.support.otit.go.jp/soudan/mm/

手紙を送るとき：〒108-0022 東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X3階 外国人技能実習機構指導援助部援助課